

自治基本条例についての学習会

誰もが暮らしやすい町にするための

新しいルールづくり

平成24年12月9日(日)
12:50 ~ 15:00
藤久保公民館 ホール

1 開会

2 あいさつ (三芳町長)

3 第1部

講演 「自治基本条例とは？」

講師 出石 稔氏 (関東学院大学教授)



～約10分間～

第2部

平成23年度 三芳町政策研究所

「自治基本条例」の1年間の研究活動を振り返って

三海 厚 アドバイザー

原 芳彦 研究員

針田 晃 研究員

南雲 玲 研究員

4 質疑・応答

5 閉会

主催 自治基本条例検討準備会

2012. 12. 9(日)
三芳町自治基本条例についての学習会

自治基本条例とは？

関東学院大学法学部 出石 稔

Kanto Gakuin University

1 自治基本条例の背景

○地方自治の本来の姿(憲法が保障する地方自治)

・地方自治の本旨(憲92)

団体自治の原則	国や県の指図を受けない。 (国等の介入を排除し、国と対等に行政を行うこと。)
住民自治の原則	地域のことは地域の住民で決め、実行する。 (住民自らが政治に参加することによって、住民の意思を地方政治に反映させようとするもの。)

・自治立法権・自治行政権・自治財政権(憲94)

⇒本来の自治の姿

…実際には、中央集権体制(機関委任事務・補助金)

Kanto Gakuin University

1 自治基本条例の背景

○地方分権改革・地域主権改革と自治体

- ・明治維新・戦後改革に次ぐ第三の自治制度の改革
- ・地方分権の意味(なぜ地方分権なのか)
 - 国と地方を対等協力関係へ(手段)
 - ⇒ 個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現(目的)
 - ⇒ 国民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現(目標)
- ・改革のポイント
 - 機関委任事務制度の廃止(自治体の事務化)・関与の縮減
 - ⇒ 団体自治の強化 分権のベースキャンプ(未完の地方分権)
 - 第2・3ステージ・・・地域主権改革へ
 - ・分権で与えられた団体自治→住民自治への昇華(真の自治)

1 自治基本条例の背景

○自治をめぐる様々な変革

- ①自治制度改革
- ②地域の課題の多様化
- ③自治運営の高度化

=自治の変革期 ……住民主役のまちづくりシステムの構築必要

- ・自治制度の改革・自治の変容
- ・自己決定・自己責任・自己負担による自治

⇒従来どおり「事業自治体」でよいか(※分権・地域主権改革も国主導)

・・・住民本位の自治を自治体が自らどう進めるか
=「政策自治体」へのバックボーンが必要では

2 「条例」とは

○法律:ナショナルルール VS 条例:ローカルルール

○自治体に関する多くのことが法定

→自治体:「自主法解釈権」+「自主立法権」

…分権・地域主権の大きな意義



「課題解決型条例」・「自治経営推進型条例」



自治基本条例(自治体の最高規範的効果)

3 自治基本条例とは

○「自治基本条例」の意義

- ・自治(自治体運営)の理念・基本的指針・依るべきルール
- ・ルール(他の条例等)のルール・政策等の指針化
- ・団体自治と住民自治の結合

⇒自治体の最高規範的位置付け

3 自治基本条例とは

○自治基本条例の制定状況

- ・第1号

 - =ニセコ町まちづくり基本条例(2001年4月1日施行)

- ・2012年9月5日現在

 - =253自治体で施行(NPO法人公共政策研究所調査)

※ただし、逆風も

...自民党政調会 『チョット待て!!自治基本条例』

○急速に進む「議会基本条例」の制定 ⇒議会の復権

2012年3月末=285議会【20道府県、6政令市、169市、90町村】

3 自治基本条例とは

○自治基本条例の必要性

- ①住民自治の確立

- ②自治体ルールの再構築(条例の体系化)

- ③自治体運営の確立

⇒分権自治体の標準装備

(自治基本条例は政策競争)

4 自治基本条例の内容

- ①自治の理念 趣旨(前文)
 - ②市民(自治の主体)の権利・責務
 - ③議会(民主的政治主体)の役割・責務
 - ④首長・行政(自治の担い手)の役割・責務
 - ⑤自治の原則と自治体運営・財政運営の原則
 - ⑥市民参加・協働の原則
 - ⑦住民投票制度(住民自治の仕組みの一つ)
 - ⑧自治基本条例の位置づけ
 - ⑨自治基本条例の実効性の確保
- 人権
- 統治
- 最高規範性

4 自治基本条例の内容

○既存法や制度との関係から

- ①地方自治法等で法定化されていない組織執行体制の確立
- ②法定事項の条例化の是非・・・詳細化・一覧性の確保
- ③法令に基づく制度の整序(自治基本条例への根拠化)
- ④個別条例等で設けられる独自制度の根拠(条例間委任)
- ⑤個別政策との関係(個別政策の拠り所)
- ⑥市・市民・議会＝自治のアクターの関係の明確化

5 自治基本条例の制定・改正手続

①最も大切な策定プロセス

自治体の最高規範・・・重層的な市民参加・協働必要
⇒適正手続

②市民のための自治基本条例

市民合意を得た自治基本条例 ⇒自治の深化

③まちの個性を盛り込み、反映させる

きらりと光る我がまちの自治基本条例 ⇒独自性

⇒実効性確保につながる

6 自治基本条例の運用上の課題と展望

①最高規範性の確保

②実効性の確保・効果を発揮するための取組み

③自治基本条例制定に伴う個別条例等の見直し

④自治基本条例を受けた独自条例等の整備

⑤地域主権改革の動向を見据えた取組み

7 自治基本条例の運用上の課題と展望

○先進事例にみる自治基本条例の運用

①茅ヶ崎市

- ・自治基本条例施行に伴うアクションプラン策定→計画的運用
- ・「3年以内の検証規定」に基づく検討組織設置
(市民:市民団体組織→市の取り組み監視)

②厚木市

- ・個別具体制度・手続の整備着手
 - ア 仕組みの整備・措置を講ずる事項→速やかな対応
 - イ 要綱により措置している事項→条例化検討
 - ウ 「地区市民自治推進組織」・「住民投票制度」→2年を目標
- ・「自治基本条例推進委員会」による運用状況の評価

③ニセコ町 ・2度にわたる条例見直し実施・改正

④多治見市 ・個別条例とリンクした自治基本条例の改正

■おわりに

○自治基本条例の適切な運用で

職員が変わる ⇒ 行政が変わる ⇒ 市民が変わる
(を変える) (を変える) (を変える)

⇒ 地域が変わる ⇒ 国が変わる
(を変える) (を変える)

○分権社会(地域主権社会)

=個性豊かで活力に満ちた社会

・・・自治基本条例を活用して実現しよう！

fin.

ご静聴ありがとうございました

三芳町政策研究所の取り組み (自治基本条例プロジェクトチーム)

2012年12月9日
藤久保公民館

1. 三芳町政策研究所とは？

• 目的

町の政策及び施策を調査研究し
政策提言する。

• 研究員の構成

公募により選出された市民
+
幅広い分野の町職員

• 研究の方法

研究期間 1年～3年

毎月1～2回 各テーマについて調査・研究

先進地への視察

最終報告会で発表、報告書提出



2. 国の動向（国と地方の関係性）

平成12年4月 地方分権一括法 施行

→ 機関委任事務制度の廃止

以前は・・・

上下・主従の関係

現在は・・・

対等・協力の関係

地域社会の自己決定・自己責任の領域拡大

地方自治体が
基準を設定

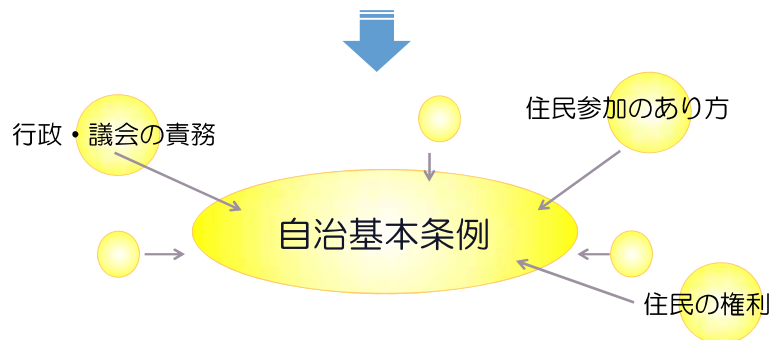
義務付け・枠付けの見直し
権限移譲

2

3. 自治体の動向

地方自治体に自主・自立的な運営が求められたことにより

→ より住民に身近な自治体となる必要がある



自らルール化し、自治体が保障する
「自治基本条例」が全国各地で策定されている

3

4.三芳町の状況

第3次総合振興計画まで

▶ コミュニティ活動の促進、町民主体のまちづくり

■ 平成15年 合併の是非を問う住民投票

■ 平成18年 第4次総合振興計画策定

▶ 「協働のまちづくり」を重要施策に位置づける

■ 平成20年 協働のまちづくり条例制定

▶ 住民自治の充実に向けた協働のまちづくり

■ 平成22年 議会基本条例制定

▶ 議会の基本ルール化

4

5.研究の方針

既に制定されている自治基本条例

先進事例の良いところをコピーすれば、
少人数で短時間での策定が可能

しかし・・・ 住民に認められなければ・・・

形だけの自治基本条例となる

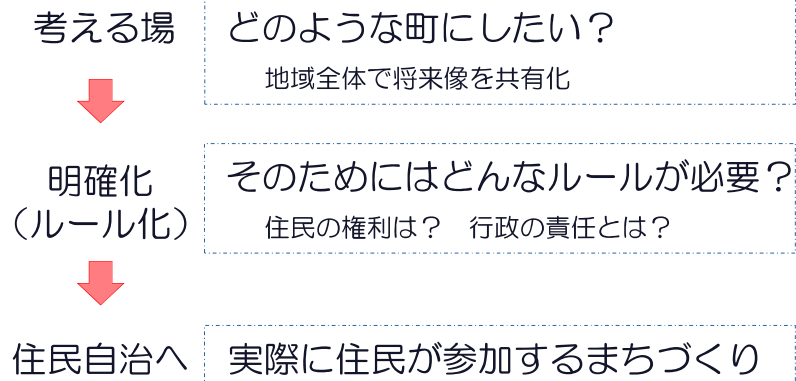


自治基本条例を策定する際の基礎資料

▶ 自治基本条例は地域全体で作り上げる

5

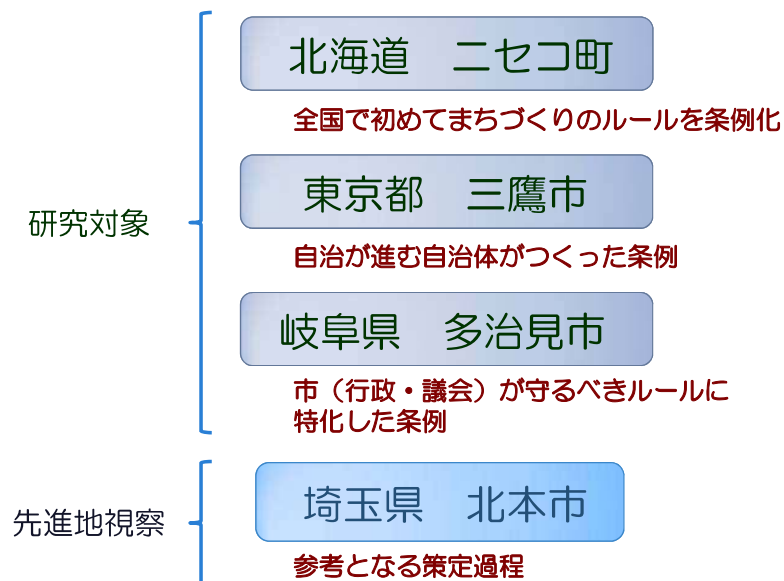
6.自治基本条例を検討する意義



この場が地域自治が形成される一歩に

6

7.研究の進め方



7

8.どの自治体でも共通することは？

- 条例の位置づけは最高規範

最高規範＝ 自治体のあらゆる条例や規則等の上位にたつ条例であり、自治体運営の基本的な枠組みとなる条例。

- 目的＝住民が主役のまちづくり
(住民自治の確立と推進)
- 情報の共有化重視 (自治体からの情報提供)
- 行政の責務

8

9.三芳町の実態は？

三芳町における
自治基本条例に関連する条例の主な整備状況

情報公開条例

議会基本条例

協働のまちづくり条例

9

10.協働のまちづくり条例について

協働のまちづくり条例とは… まちづくり活動への住民参加を促進させるため制定
(住民の権利と役割、町の責務、議会の役割などを規定している。)

平成18年 協働のまちづくり研究会設置



平成20年 協働のまちづくり条例制定

自治基本条例



協働のまちづくり条例

発 展

10

11.自治基本条例の策定にむけて

“生きた”自治基本条例・・・

自分たちのまちづくりをするための
自分たちの条例となっているか



住民が自分たちで作りが上がることが重要

12

12.一般的な条例の基本構成

まちづくりの方向性

住民の権利

町（町長、議会、職員など）の責務・義務

住民の責務、事業者の責務

住民参加の手続き・仕組み

住民協働の仕組み、NPOへの支援

分野別に方向性

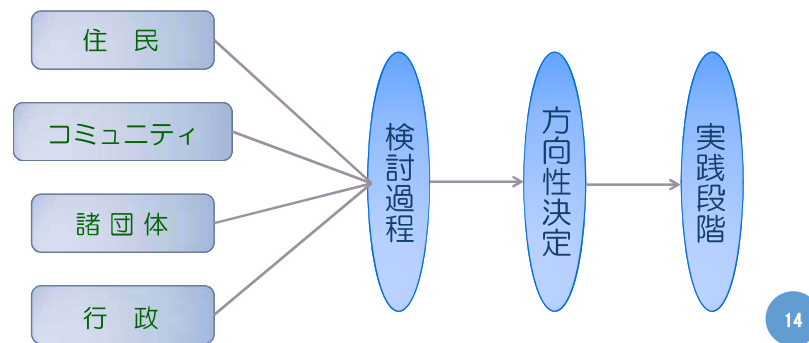
他の施策・条例との関係

13

13.策定過程の重要性①

① 策定過程は住民参加、住民自治の実践

策定過程への参加は、自治基本条例の理念そのもの



14.策定過程の重要性②

② 十分な策定時間

自治基本条例への深い理解

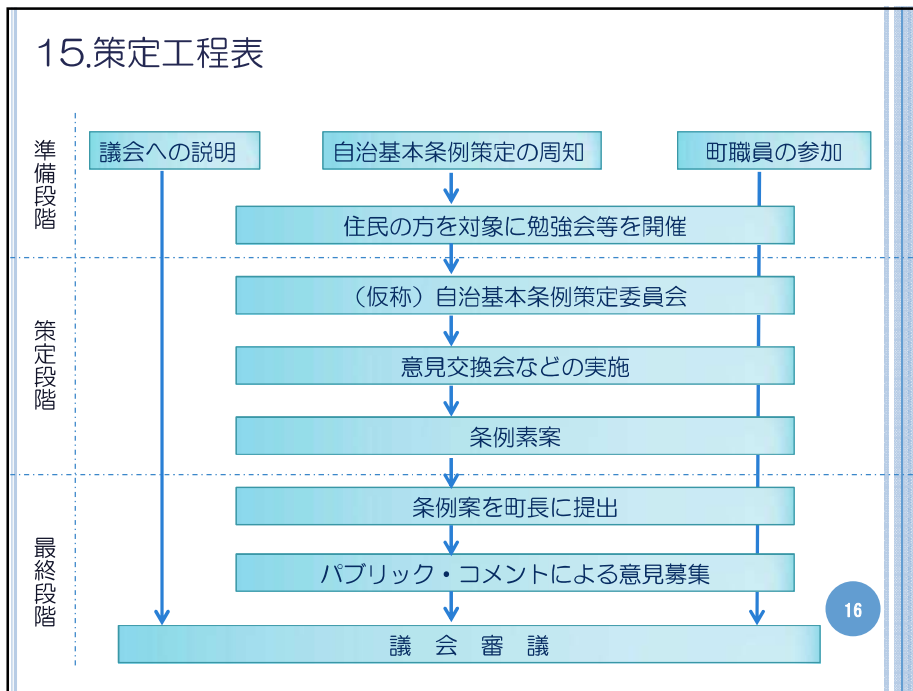
多くの住民の意見を反映



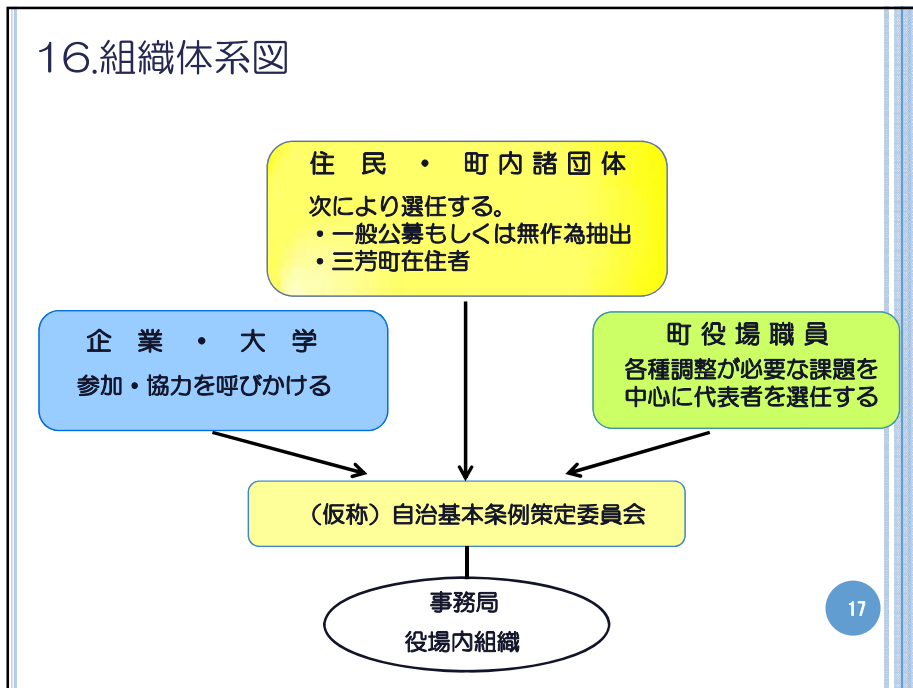
策定後の条例の運用にも影響

15

15.策定工程表



16.組織体系図



17. 検討課題

- ① 住民の定義
- ② 三芳町の独自性
- ③ 条例の名称
- ④ 住民投票
- ⑤ コミュニティの位置づけ
- ⑥ 既存条例とのすり合わせ
- ⑦ 想定できる条項（財政、評価・監査、条例改定）

18

ま と め

形だけでなく

“生きた” 条例にしていくことが必要



提言事項

- ① 策定には十分な時間をかける
- ② 三芳町ならではの課題をしっかりと検討する

19

ご清聴ありがとうございました

